

朝日町暮らし体験推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当町への移住又は定住（以下「移住等」という。）の促進を図るため、移住等することを目的として当町を訪れ、当町の魅力を体験（以下「移住等体験」という。）する者に対して、移住等体験に要した交通費及び宿泊費に係る費用の一部に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号（以下「規則」という。））及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の（1）又は（2）を満たす者で、さらに（3）から（6）までのいずれかの活動を行う者とする。ただし、補助対象者の親族が町内に居住し、当該親族の居住する住宅に宿泊することができる場合は、移住等体験宿泊費補助金の交付を受けることはできない。

（1）町外に住所を有し、当町が主催または参加した移住フェア等に参加したことがある者

（2）朝日町での暮らし体験や移住等について、次のいずれかの公的窓口等を利用している者（オンラインによる相談を含む）

（ア）県関係の移住相談窓口（やまがたハッピーライフ情報センター、一般財団法人ふるさと山形移住・定住推進センター）

（イ）朝日町しごとサポート連携協議会（しごと相談窓口）

（ウ）町への移住、住まい、新規就農、Uターン就職等に関する当町役場内相談窓口

（3）町内の住居又は仕事を探す活動

（4）朝日町暮らし交流体験施設で実施される体験や交流事業等に参加する活動

（5）地域の草刈りや除雪作業、地域行事の手伝いなどに参加する活動

（6）前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、朝日町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者は、補助金の交付を受けることができない。

(対象経費等)

第3条 補助金交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助率等	補助回数等
移住等体験交通費補助金	移住等体験に係る高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等が行う運送の利用に要する経費で最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法によりかかる費用又は実費のいずれか少ない額	対象経費の2分の1以内とし、一人1回当たり10,000円を限度とする。	当該年度内において2回までとする。
移住等体験宿泊費補助金	移住等体験に係る町内の宿泊施設の宿泊費	一人1泊当たり3,200円を上限とし、最大60泊（192,000円）を限度とする。	当該年度内において2回までとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、朝日町暮らし体験推進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、移住等体験の7日前までに申請するものとする。

2 前項の場合において、同一の移住等体験で移住等体験交通費補助金及び移住等体験宿泊費補助金を申請する場合の補助対象者は同一の世帯に属する者のみとし、代表者が申請するものとする。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、朝日町暮らし体験推進補助金交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当町での移住等体験が完了したときは、朝日町暮らし体験推進補助金実績報告書（様式第3号）に、補助対象経費の領収書等支払いが確認できるものの写しを添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条に規定する実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、朝日町暮らし体験推進補助金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに朝日町暮らし体験推進補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金等の取消し等)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 不正の行為があると認められたとき。
- (3) その他町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。